

旅館業法施行条例

昭和 24 年 1 月 11 日
条例第 4 号

改正 昭和 24 年 9 月 16 日条例第 82 号 昭和 25 年 4 月 18 日条例第 18 号

〔第 1 次改正〕

昭和 30 年 4 月 1 日条例第 16 号

〔第 2 次改正〕

昭和 33 年 12 月 28 日条例第 107 号

〔第 3 次改正〕

〔計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例第 1 条による改正〕

昭和 45 年 10 月 26 日条例第 56 号

昭和 61 年 4 月 1 日条例第 19 号

号

〔第 5 次改正〕

〔第 4 次改正〕

昭和 63 年 4 月 1 日条例第 22 号

平成 12 年 12 月 20 日条例第 125 号

〔第 6 次改正〕

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第 12 条による改正〕

平成 13 年 10 月 19 日条例第 62 号

平成 15 年 3 月 14 日条例第 12 号

号

〔第 8 次改正〕

〔第 7 次改正〕

平成 16 年 3 月 31 日条例第 30 号 平成 19 年 3 月 16 日条例第 18 号

〔第 9 次改正〕

〔北海道感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例第 2 条による改正〕

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

〔北海道条例の整備に関する条例第 56 条による改正〕

北海道議会の議決を経て、旅館業法施行条例を、次のように定める。

旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の規定に基づき、営業者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準その他必要な事項を定めるものとする。

追加(昭和25年条例18号)、一部改正(昭和45年条例56号・63年22号・平成15年12号)

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第2条 政令第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
 - イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - ウ 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。
 - エ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - オ 出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。
- (3) 客室と建物の出入口、他の客室等とを接続する専用の廊下、階段その他の通路(以下「専用通路」という。)を有する場合には、専用通路は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
- (4) 玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。
 - ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
 - エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。
 - オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
 - カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
 - キ 玄関帳場等及びその周辺には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。

- ク 客室(かぎをかけることができるものに限る。)のかぎを保管する設備が設けられていること。
- (5) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。
 - (6) 宿泊者が共用できる適当な広さのロビー等を有すること。
 - (7) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの洋式の食堂及び適当な規模の調理室を有すること。
 - (8) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

追加(平成 15 年条例 12 号)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
 - イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - ウ 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。
 - エ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - オ 出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。
- (3) 専用通路を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
- (4) 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。
 - ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
 - エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。
 - オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
 - カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
 - キ 玄関帳場等及びその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。

- ク 客室(かぎをかけることができるものに限る。)のかぎを保管する設備が設けられていること。
- (5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。
- (6) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があり、かつ、適当な数の便器が設けられていること。
- (7) 適当な規模の調理室を有すること。
- (8) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

追加(平成 15 年条例 12 号)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具(階層式寝台を除く。)を置く部分の床面積は、定員(階層式寝台の定員を除く。)に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
 - イ 階層式寝台の各段の面積は、それぞれ1.65平方メートル以上であること。
 - ウ 多数人で共用する構造又は設備を有しない客室(以下この号において「専用客室」という。)にあっては、専用客室の内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - エ 専用客室にあっては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。
 - オ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - カ 専用客室にあっては、出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に当該専用客室の番号又は室名が表示されていること。
- (3) 専用通路(多数人で共用する構造又は設備を有する客室と接続するものを除く。)を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
- (4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。
 - ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
 - エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。
 - オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。

- カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
- キ 玄関帳場等及びその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。
- ク 客室(かぎをかけることができるものに限る。)のかぎを保管する設備が設けられていること。
- (5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。
- (6) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。
- (7) 客室の構造が食事を提供するのに適さないときは、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの食堂を有すること。
- (8) 適当な規模の調理室を有すること。
- (9) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

追加(平成 15 年条例 12 号)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第5条 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の数は、5室以上であること。
- (2) 客室の床面積は、それぞれ4.95平方メートル以上であること。
- (3) 客室の就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
- (4) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。

追加(平成 15 年条例 12 号)

(構造設備の基準の特例)

第6条 旅館業(下宿営業を除く。)の施設のうち、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項各号に掲げる施設については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める基準は、適用しない。

省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設	第2条第2号ア及び第4号、第3条第2号ア及び第4号並びに第4条第2号ア及びイ並びに第4号の基準
省令第5条第1項第4号に掲げる施設	第4条第2号ア及びイ、第4号並びに第7号の基準

- 2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設のうち、季節的状况、地理的状况その他特別の事情により第2条から前条までの基準による必要がないもの又はこれらの基準によることができないものであって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるものについては、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。

追加(平成 15 年条例 12 号)、一部改正(平成 16 年条例 30 号)

(法第3条第3項第3号の条例で定める社会教育施設等)

第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用される場合を含む。)の条例で定める社会教育施設その他の施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの
- (3) その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって知事が指定するもの

2 知事は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。

全部改正(昭和45年条例56号)、一部改正(昭和61年条例19号・平成12年125号・15年12号)

(法第3条第4項の条例で定める者)

第8条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用される場合を含む。)の条例で定める者は、当該施設が、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長、国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町村長とする。

追加(昭和45年条例56号)、一部改正(昭和61年条例19号・63年22号・平成15年12号・16年30号)

(衛生に必要な措置の基準)

第9条 法第4条第1項に規定する営業者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 採光又は照明は、次のとおりとすること。

ア 客室、ロビーその他これらに類する場所にあつては、床面において70ルクス以上の照度を有すること。

イ 洗面所、浴場及び便所にあつては、床面において20ルクス以上の照度を有すること。

ウ 廊下、階段その他の通路にあつては、床面において常時10ルクス以上の照度を有すること。

(2) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。

ア 毎日取り替えること。

イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)にあつては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。

ウ 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

- (2)の2 露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
- (3) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。
- (4) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- (5) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げるところにより装置を講ずるものとする。
- ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- イ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- ウ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。
- (6) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。
- (7) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
- (8) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

全部改正(昭和63年条例22号)、一部改正(平成13年条例62号・15年12号・19年18号)

(法第5条第3号の条例で定める事由)

第10条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。

全部改正(昭和63年条例22号)、一部改正(平成15年条例12号)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から、これを施行する。

一部改正(平成21年条例15号)

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成21年条例15号)

附 則(昭和24年9月16日条例第82号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 25 年 4 月 18 日条例第 18 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 16 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 33 年 12 月 28 日条例第 107 号)

(計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例の附則)

この条例は、昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 26 日条例第 56 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日条例第 19 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、昭和 61 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 22 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日条例第 125 号)

(中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。(後略)

附 則(平成 13 年 10 月 19 日条例第 62 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

1 この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の許可を受けている者が設置している露天風呂に対する衛生に必要な措置の基準の適用については、この条例による改正後の旅館業法施行条例第 4 条第 2 号の 2 の規定にかかわらず、平成 14 年 10 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 12 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 61 年 6 月 1 日において現に旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けてホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営んでいた者がそれぞれの営業の用に供していた施設の構造設備であって、この条例の施行の際、この条例による改正後の旅館業法施行条例第 2 条第 1 号若しくは第 4 号ア、イ、ウ若しくはエ、第 3 条第 1 号若しくは第 4 号ア、イ、ウ若しくはエ又は第 4 条第 1 号若しくは第 4 号ア、イ、ウ若しくはエの基準に適合しないものについては、これらの基準は、適用しない。

3 昭和 61 年 6 月 1 日以後に、前項に規定する施設の大規模な変更が行われた場合には当該施設の構造設備については同項の規定、同項に規定する基準に適合し

ない構造設備の変更が行われた場合には当該構造設備については同項の規定(当該基準に係る部分に限る。)は、適用しない。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日条例第 30 号)

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けてホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営んでいた者がそれぞれの営業の用に供していた施設の構造設備であって、この条例の施行の際この条例による改正後の旅館業法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条第 2 号イ若しくはエ若しくは第 3 号、第 3 条第 2 号イ若しくはエ若しくは第 3 号又は第 4 条第 2 号ウ若しくはオ若しくは第 3 号の基準に適合しないものについては、これらの基準は、適用しない。
- 3 施行日以後に、前項に規定する施設の大規模な変更が行われた場合には当該施設の構造設備については同項の規定、同項に規定する基準に適合しない構造設備の変更が行われた場合には当該構造設備については同項の規定(当該基準に係る部分に限る。)は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に法第 3 条第 1 項の規定によりされている許可の申請に係るホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設に対する構造設備の基準については、改正後の条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設に対する改正後の条例第 4 条第 7 号の基準に係る部分を除き、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日条例第 18 号)

(北海道感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例の附則)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)